

平成23年(行ウ)第17号、第18号

第二次泡瀬干潟埋立公金支出差止請求事件

原告 前川盛治 外274名

被告 沖縄県知事 外1名

直送済

主書付清書面(6)

平成24年12月12日

那覇地方裁判所民事第2部合議A係 御中

被告沖縄市市長訴訟代理人弁護士 幸 喜 令

藤 田 雄

稻 山 聖

南 部 篤

同 訴訟復代理人弁護士 當 垣 正

稻 岩 順

南 部 篤

清 水 潤



第1 原告ら準備書面(12-2)に対する認否及び反論

1項(原告ら準備書面(12-2)1頁)について

(1) 柱書きのうち、甲A第1号証の記載内容は認め、その余は否認する。

宿泊需要の予測は一定の根拠に基づいている。

なお、原告らは、大要、沖縄市が宿泊需要を求めるにあたって用いた計算式や推計値が妥当ではないとし、「この計算は全く根拠がない」等と断じている。しかしながら、原告らの上記批判は、沖縄市及び被告沖縄市市長の見解と相違する

一つの見解に過ぎない。被告沖縄市市長準備書面（1）第2（4頁以下）で主張したとおり、地方公共団体の事務は、多種多様で、かつ、将来に向けてのある程度の予測を前提とせざるを得ない性質を有するものであるから、その予算執行権には一定程度の裁量が認められる。そのため、行政と異なる見解が存在するだけで、予算執行等について裁量権の逸脱や濫用があるとは言えないものである。

(2) ①のうち、甲A第1号証及び甲B第27号証の記載内容、並びに平成21年から平成23年までの沖縄県入城観光客数につき、本件回帰式により算出される推計値と実績値が異なることは認め、その余は否認する。

沖縄市は、昭和61年から平成20年までの県入城観光客数の実績値（一貫して増加傾向にあった。）から推計した結果、平成30年の沖縄県入城観光客数の推計値を850万人と算出したのである。もし、沖縄市があえて「目標値」を設定するのであれば沖縄県と同様の1000万人になるのであるが、沖縄市は、本件海浜開発事業を手堅い計画にすべく、沖縄県が目標とする1000万人ではなく、過去の実績値から求めた平成30年入城観光客数の推計値850万人を需要予測の一つの根拠としたのである。

確かに、平成21年から平成23年までの入城観光客数の実績値は、沖縄市が推計した域には達していない。しかしながら、これは、観光地としての沖縄県の魅力が低くなつたからではなく、リーマンショックを発端とする景気の悪化、新型インフルエンザの流行、東日本大震災の発生といった観光業に悪影響を及ぼす世界規模の社会経済状況の変動が立て続けに起きたことが原因になつたと考えられる。このことは、沖縄県が、他県に比して、特産品、宿泊施設、地元の人のホスピタリティ並びに子ども及び若者が楽しめる施設・体験といった魅力を維持しつつ、食べ物及び大人が楽しめる施設・体験といった魅力が高まっているとしている株式会社リクルート「じゅらんリサーチセンター」の調査結果（丙B第8号

証) からも分かる。加えて、那覇空港には、これまでのスカイマーク株式会社に加え、平成24年より3社の格安航空会社(LCC)が新たに就航し、より安価に首都圏及び関西圏から沖縄県に来ることができるようになった。そのため、上記の社会経済状況の変動の影響が緩和されるにつれて、沖縄県入城観光客数が再び増加していくことが予想されるのである。

したがって、沖縄市による平成30年沖縄県入城観光客数の推計値は妥当性を有しているし、沖縄県入城観光客数が増加するのであれば、沖縄市内の宿泊需要の増加も見込まれるのであって、その増加分に対応する宿泊施設も必要になってくるのである。また、「じやらんリサーチセンター」の上記調査結果は、宿泊施設の魅力が観光地 자체の魅力を支える構図が窺え、沖縄県においてはリゾートホテルが定番だとしているところ、ビーチに隣接したリゾートホテル等の宿泊施設等を沖縄市に整備すれば、沖縄県及び沖縄市の観光地としての魅力が上がり、更なる入城観光客数の増加及び沖縄市立寄率の向上が見込みると考えられる。

(3) ②のうち、沖縄市が中部東海岸立寄率及び沖縄市立寄率を用いて平成30年沖縄市入城観光客数を約68万人と予測していることは認め、その余は否認する。

「沖縄市入城観光客数」を直接示す統計資料が存在しない中、沖縄市が既存調査資料を有効活用して推計し、その手法が妥当性を有していることは、これまで繰り返し主張しているとおりである(被告沖縄市市長答弁書32頁、同準備書面(5)24頁)。

(4) ③について

- ア 第一段落及び第二段落(「平成30年の」から「約68.0万泊を『推計』している。」まで)について、沖縄市による推計の手法は認める。
- イ 第三段落ないし第六段落(「しかし」から「明らかである。」まで)は否認する。

上述のとおり、沖縄市入域観光客数や沖縄市宿泊率の推計値は妥当性を有する。既存の統計資料を基に推計した値について、原告らが何故に根拠がないと言い切るのかが分からぬし、また、その批判が何故に被告沖縄市市長の裁量権の逸脱ないし濫用といった法的論点に結び付くのかも分からぬ。

なお、需要予測にあたって、沖縄県の平成20年度の平均宿泊数実績値2,71泊を本件地区の平均宿泊日数として用いた理由は、被告沖縄市市長答弁書34頁並びに同準備書面(5)13頁及び14頁で述べたとおりである。

2 2項(原告ら準備書面(12-2)3頁)について

(1) (1)について

ア 柱書は否認する。

本件海浜開発事業は、既存統計資料の分析から増加が予想される沖縄市民(平成30年の推計人口13,9万人)の地元利用に供すると共に、同様に増加が予想される周辺市町村住民(平成30年の推計人口34,1万人)や入域観光客(平成30年の推計値850万人)等を沖縄市に呼び込んで新たな需要をもたらし、沖縄市全体の活性化に繋げていく事業であつて、原告らの「沖縄市市街地から本件地区に人の流れを誘導することを前提としている」との批判は当たらない。このことは、人口や入域観光客数の推計値を基に、沖縄市民や周辺市町村住民については市内及び市外の類似施設との競合(分担率)を考慮し、また、観光客については沖縄県入域観光客の本件地区への立寄率を考慮して、本件地区の各施設の需要予測をしていることからも分かる。

イ ①について

- (ア) 第一段落は認める。
- (イ) 第二段落は否認する。

原告らの主張の根拠は不明であるが、魅力的な宿泊施設の整備により、沖縄市自体の魅力が高まって入域観光

客数の増加及び沖縄市立寄率の向上が見込めるため、沖縄市全体の活性化に繋がることは上述したとおりである。そのため、本件地区における宿泊施設の整備が既存宿泊施設の客数の減少に結び付くものではない。なお、念のために付言すれば、本件地区に進出する宿泊施設は滞在型ピーチリゾートホテル等になるものと想定されることから、沖縄市内に多い都市型の宿泊施設とはあまり競合しないと考えられる。

ウ ②ないし④は認める。

沖縄市は、人口及び入城観光客数の推計値を基に、本件地区の各施設が近隣の需要を独占するものとはせず、市内及び市外の類似施設との競合（分担率）を考慮して各施設の需要予測をしている。

したがって、需要予測は妥当性を有している。

(2) (2)について

ア ①について

(ア) 第一段落（「他方」から「実施している。」まで）について、沖縄市が沖縄市中心市街地活性化基本計画を策定し、中心市街地（コザ十字路地域、胡屋十字路地域及び山里地域）の活性化に取り組んでいること、中心市街地において人口が減少傾向にあること、並びに空き店舗数が増加傾向にあることは認める。

(イ) 第二段落及び第三段落（「中心市街地の」から「奪っているのである。」まで）について、丙A第1号証の記載内容は概ね認める。

沖縄市には「人口割合に見合った商業集積が進んでいない」（丙A第1号証・1-118頁）ため、中心市街地及び本件地区双方の商業施設の魅力を高め、沖縄市全体の活性化に繋げることが肝要である。

(ウ) 第四段落及び第五段落（「中心市街地活性化計画においても」から「ホームページより」。」まで）について、沖縄市ホームページの記載内容は概ね認める。

イ ②について

(ア) 第一段落（「同計画において」から「かけることである。」まで）は否認する。

中心市街地の相対的地位の低下の要因は、「郊外の住宅用地等の開発や郊外型大型ショッピングセンターなどの立地が進んだこと」だけではなく、他にも様々な要因があることは原告らが引用している沖縄市ホームページの記載内容からも分かるはずである。

(イ) 第二段落（「ところが」から「なるのである。」まで）は否認する。

否認の理由は、上記(1)ア（本準備書面4頁）記載のことおりである。

(ウ) 第三段落（「しかも」から「おそれがある。」まで）は否認する。

本件海浜開発事業は、沖縄市民の利用を促進しつつ、周辺市町村住民や入城観光客を沖縄市へ呼び込むことで交流の場を創出し、また、雇用を新規に創出することによって沖縄市全体の活性化に繋げていくものである。本件地区に進出する企業は、市内又は県内企業である方が望ましいが、県外又は外国企業であること自体が問題となるわけではない。外からの投資を呼び込むことによって地域経済を活性化する手法も国内外を問わず広く実施されているのである。仮に原告らの主張が正しいとすれば、例えば、外国資本のホテルが立地している県内の他市町村の経済は落ち込んでいるということになろうが、そのような事実は存在しないのである。

(エ) 第四段落（「結局」から「事業といえる。」まで）は否認する。

原告らの主張は、中心市街地以外に活性化をもたらす事業をしてはいけないというものであろうが、行政施策としての現実性を欠いている。沖縄市は、市全域を活性化させるべく、沿岸域の本件海浜開発事業と陸域の中心

市街地活性化事業に取り組み、これらの事業が相乗効果を發揮することを狙っているのである。

第2 原告ら準備書面（13）ないし（16）に対する認否及び反論

被告沖縄市市長は、原告ら準備書面（13）ないし（16）の主張に対する被告沖縄県知事の主張を援用する。

なお、被告沖縄市市長準備書面（4）で主張した理由から、被告沖縄市市長に対する原告ら準備書面（13）ないし（16）の主張はいずれも失当である。

第3 被告沖縄市市長の主張

1 需要予測と供給量の関係について

本件海浜開拓事業においては、沖縄市が需要予測に対して約8割程度の施設を整備（供給）する堅めの計画となっている（丙A第1号証・参-6頁）。

これに対し、原告らは、需要予測の方法に問題がある旨を指摘するのみで、供給量（需要予測の約8割）に達しないことについては何らの主張立証をしていない。すなわち、原告らは、経済的見地から沖縄市の計画に問題があることさえも主張立証していないのである。

なお、裁量の逸脱ないし濫用の有無を判断する際には、経済的見地のみならず、社会的及び政策的見地からも検討する必要があることはこれまで繰り返し述べてきたとおりである。

2 「原状回復」について

原告らは、平成24年10月29日の現地進行協議期日において、裁判所に対し、「護岸内部の自然はまだ生きている。北側護岸は仮設のものである。したがって、原状回復は可能である。」旨を説明していた。

原告らがいう「原状」の意味が定かではないが、仮にそれが「本件泡瀬地区埋立事業や国の埋立事業で設置・投入された石材、土砂等を撤去した状態」を意味するのであれば、原告らの主張は、経済的見地からは暴論と評価せざるを得ない。なぜならば、大規模施設を撤去するためには、設置時よりも事業費が

かかるのが通例と思われるからである。特に、本件泡瀬地区埋立事業や国の埋立事業の場合、海中に存する資材を撤去するのであるから、環境に配慮しつつこれを行うとすると、相当の困難が予想され、費用もその分だけ高くなるであろう。結局、原告らは、経済的見地からの検討も十分にしないままに、「経済的合理性がない」と批判しつつ、他方で、経済的見地からは暴論とも言えるような「原状」の回復を望んでいるのであって、主張そのものが矛盾しているのである。

以上